

○総務省告示第百六十六号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二条第九項の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第三百八十一号（構内無線局の申請の単位を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年五月二十六日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>無線局の運用の態様が次の条件を満たすものであること。</p> <p>一 無線設備の用途及び周波数が、昭和六十一年郵政省告示第三百七十八号（構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の区分に基づき同一のものであること又は九一八^㉗若しくは九一九・二^㉗の周波数を使用する無線電力伝送（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十二条の八の三に規定するもの）をいう。次項において同じ。）用のもの及び九一六・八^㉗、九一八^㉗、九一九・二^㉗若しくは九二〇・四^㉗の周波数を使用する移動体識別（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十六号に規定する移動体識別をいう。）用のものを同一の移動範囲として運用するものであること。</p> <p>二 機能上一体となつて一の通信系を構成するものであること。ただし、専ら無線電力伝送用に使用する無線設備についてはこの限りとなす。</p>	<p>無線局の運用の態様が次の条件を満たすものであること。</p> <p>一 無線設備の用途及び周波数が、昭和六十一年郵政省告示第三百七十八号（構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の区分に基づき同一のものであること。</p> <p>二 機能上一体となつて一の通信系を構成するものであること。</p>